

道路運送車両法施行規則等の一部を改正する省令案について

1. 背景

第164回国会において、自動車交通における利便性及び安全性の向上を図るために所要の措置を講ずる「道路運送法等の一部を改正する法律」(平成18年法律第40号。以下「改正法」という。)が制定されたところであります。

自動車の登録手続については、自動車ユーザーの利便性向上の観点からその電子化を推進しておりますが、改正法では、登録申請時における申請者の本人確認を電子的に確実にを行うため、国による申請者に対する登録識別情報の通知及び申請者による国に対する登録識別情報の提供に係る制度を創設しており、一時抹消登録を除く登録申請時には、登録識別情報の電子的通知、提供を、一時抹消登録時には国が交付する一時抹消登録証明書を廃止し、当面の間、登録識別情報等を記載した書面をもって代えることを検討しています。

また、登録識別情報制度の導入に合わせ、所有者と使用者が別々の場合で登録識別情報の通知を希望したときは、自動車検査証から所有者の氏名・住所を削除することなどを検討しており、改正法の施行に伴って、以下のとおり関係省令について所要の改正を行うことを予定しています。

2. 概要

(1) 道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)の一部改正【法第58条他】

- ① 登録識別情報の通知等に合わせ、自動車検査証から所有者の氏名又は名称及び住所を削除することについて定めることを検討しています。(第35条の3)
- ② ①を行ったときの自動車検査証の交付について定めることを検討しています。(第35条の4)
- ③ 「一時抹消登録証明書」を「登録識別情報等通知書」に改めることを検討しています。(第36条、別表第二)

(2) 自動車損害賠償保障法施行規則(昭和30年運輸省令第66号)の一部改正【改正法第16条関係】

車両法第16条第2項の削除による項ずれに伴う所要の改正を行うことを予定しています。(第5条の2)

(3) 指定自動車整備事業規則(昭和37年運輸省令第49号)の一部改正【改正法第16条関係】

「一時抹消登録証明書」を「登録識別情報その他の自動車登録ファイルに記載されている事項を記載した書面」に改めることを検討しています。(別表第二)

(4) 自動車登録規則(昭和45年運輸省令第7号)の一部改正【改正法第18条の2、3他】

- ① 現在記録ファイルに記録する事項として登録識別情報を追加することを検討しています。(第1条)
- ② 変更登録等の申請書の記載事項として、登録識別情報を追加することを検討しています。(第5条)

- ③ 一時抹消登録後の輸出予定届出証明書の返納があった場合に、登録識別情報を記載した書面を返付することについて定めることを検討しています。(第6条の12)
- ④ 新規登録等をしたときの登録識別情報の通知方法、登録識別情報の通知を必要としない場合、登録識別情報の通知の請求方法について定めることを検討しています。(第6条の16～18)
- ⑤ 新規登録等の申請をする場合の登録識別情報の提供方法、登録識別情報の提供を必要としない場合、一時抹消登録があった自動車の譲受人への登録識別情報の提供方法について定めることを検討しています。(第6条の19～21)
- ⑥ 車両法第16条第2項の削除による項ずれに伴う所要の改正を行うことを予定しています。(第1条の2、第6条の3他)
- ⑦ 「一時抹消登録証明書」を「登録識別情報等通知書」に改めることを検討しています。(第6条、第6条の9他)

(5) 自動車の登録及び検査に関する申請書等の様式等を定める省令(昭和45年運輸省令第8号)の一部改正

- ① 登録識別情報制度の導入に伴い、登録識別情報等通知書、自動車検査証及び申請書等の様式について定めることを検討しています。(第4条、各種様式)
- ② 軽自動車検査業務電子情報処理システム更改に伴い、検査対象軽自動車の検査等に関する申請書等の様式の全面的な改正を行うことを検討しています。(第3条、第7条、各種様式)※
- ③ 車両法第16条第2項の削除による項ずれに伴う所要の改正を行うことを予定しています。(第2条)
- ④ 「一時抹消登録証明書」を「登録識別情報等通知書」に改めることを検討しています。(第4条、第8条)

(6) 経過措置

この省令の施行前に道路運送車両法に基づく一時抹消登録を受けた自動車について、所要の経過措置を設けることを検討しています。

3. 今後のスケジュール(予定)

公 布 平成20年8月ごろ

施 行 平成20年11月4日

[※(5)②の検査対象軽自動車の検査等に関する申請書等の様式の改正については平成21年1月1日施行]